市長説明要旨

- 平成18年12月市議会定例会 -

四万十市

本日、議員のご出席をいただき、12月の市議会定例会が開会できますことをお礼申し上げます。

議案の説明の前に過日の集中豪雨について報告します。異常気象の関係か、11月26日に時期はずれともいえる時間雨量81ミリを記録する局地的な集中豪雨に見舞われ、市街地を中心に10箇所ほどの区域で住家の床下浸水や店舗内に水が流れ込むといった被害が発生しました。今回の災害は、短時間に道路側溝や下水道の排水能力を超える猛烈な雨が降ったことが原因で、側溝等から溢れ出た水は低地部分で急激に増水し、雨量が少なくなると引くといった特異なものでした。

被災状況については、幸いにも人的被害はなかったものの、崖くずれによる住家の一部損壊が1件、住家の床下浸水が50件、店舗等非住家の浸水が40件、道路災害が2件、農業災害が1件となっています。被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

市街地の排水対策については、下水道の整備や道路側溝の改修等により進めていますが、今回の状況を把握し検証していく中で一層の充実を図っていきます。

また今回の集中豪雨により、堤防工事が原因と思われる濁水が百笑水源に混入し、ここを水源とする給水に濁りが生じました。市民の皆さんには多大なご迷惑をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。国土交通省に対しては工事期間中における濁水対策をお願いし所要の対策は実施されていましたが、今回はそれを上回る集中豪雨となったことで濁りが発生したものと考えられます。早速、国土交通省には一層の濁水対策を要請したところですが、

市としても監視等を強化し再発防止に取り組んでいきます。

【提出議案】

さて、今期定例会にお願いします議案は、決算認定議案で、「平成17年度四万十市一般会計決算の認定」など15件、予算議案では「平成18年度四万十市一般会計補正予算」など10件、条例議案では「歴史民族文化の里権谷せせらぎ交流館設置条例」など3件、その他の議案では「公の施設の指定管理者の指定について」など9件で、合計37件となっていますのでよろしくお願いします。またその他に報告事項が1件あります。議案の詳細は、後程助役から説明しますので、私からは来年度の予算編成の考え方及び9月定例会以降における主要課題等への取り組みについて報告します。

【平成19年度予算編成方針】

まず、平成19年度の予算編成方針についてです。

わが国の経済は、堅調な回復が続いていると言われていますが、地方においてはその実感は無く引き続き厳しい状況であり、都会と地方の地域間格差が浮き彫りになっています。こうした中、国は来年度の予算を基礎的財政収支の均衡に向けた第2期改革の初年度と位置づけ、構造改革路線と財政健全化への取り組みを堅持し「歳出・歳入の一体改革」を中長期的に維持・強化していくとし、中でも地方の歳出削減は特に緊急の課題として国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方団体の自助努力を促していくことで地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制するとしています。

また「平成19年度地方財政収支の仮試算」が総務省から示されていますが、それによると来年度の地方交付税額は対前年度比2.5%の減とする一

方、人口と面積だけを基準に算定する新型交付税の導入も検討されています。 新型交付税の影響は、人口の少ない団体ほど減額になると考えられます。また来年度は、国税から地方税への本格的な税源移譲や定率減税の廃止などにより個人住民税は一定増加しますが、これまで安定的に交付されてきました所得譲与税や地方特例交付金などが、廃止・削減され、税基盤の弱い団体ほど減収となる可能性もあります。また国のように確固とした徴税能力を持たない地方にとっては、収納率の低下も心配されるところです。

このように、地方を取り巻く財政環境は年々厳しさを増しています。本市は、本年2月に策定した「行政改革大綱並びに実施計画」に基づき行財政の改革に懸命に取り組んでいるところですが、「地方分権に名を借りた国の財政再建のしわ寄せ」、「自助努力という名の地方の切り捨て」が本市の改革を上回る勢いで進められ、税源に乏しく地方交付税などに多くを依存せざるを得ない一般財源は、今後も減少すると予測されます。また歳出は、人口の減少・少子高齢化社会の本格的な到来により社会保障関係経費が増加するなど、来年度の財政収支は合併に対する支援措置や行財政改革の実施効果を反映しても、約2億6千万円の財源不足が見込まれるところです。

こうした厳しい状況下での来年度の予算編成ですが、この事態を悲観的に 考えるのではなく、スリムで質的に向上した新たな行財政運営へ転換してい く絶好のチャンスととらえて、新市の均衡ある発展に向け厳選した重点施策 や新しいまちづくり事業に十分な財源を確保する一方で、行政改革大綱に基 づく財政健全化の取り組みを確実に実行することはもとより、効率的で効果 的な事務事業の抜本的な再構築に引き続き取り組むこととし、次の5点を基 本方針としました。

まず1点目は、『新しいまちづくり事業の推進』です。来年度は「新庁舎建設」、「道の駅整備」、「第2給食センター新築」、「西土佐中央地区区画整理」など、新市の均衡ある発展と新しいまちづくりのための事業に本格的に着手する年です。これまでの検討内容を精査し、合併特例債などの合併支援措置を有効に活用することで十分な財源を確保し、これらの事業を積極的に推進します。

2点目は、『施策の重点化と抑制』です。限られた財源の中、新しいまちづくり事業を推進していくためには、既存の施策は一定抑制せざるを得ません。 その一方で過疎対策事業や辺地対策事業などの有利な制度事業を活用しながら真に必要な施策へは一層の重点化を図り、効果的な事業実施と効率的な財源の配分に努めます。

3点目は、『行財政のスリム化と質的向上』です。行政改革大綱並びに実施計画の確実な実行と一層の加速化はもとより、行政改革大綱で示した目標、基本方針などを改めて全職員が共有し、組織機構と予算の両面から事務事業を聖域なく見直し、健全な財政基盤とスリムで市民満足度の高い行政システムの再構築に積極的に取り組みます。

4点目は、『横断的な連携と調整』です。来年度の予算編成は、新市としての実質的な予算編成の2年目になります。新市全体の一体性の確保と合併によるスケールメリットを活かした合併効果の早期具現化を図るため、過去の既得権や先例にとらわれることなく本庁と総合支所、各課の横断的な連携と調整を強化し、重複や不均衡の排除、整理統合はもとより相乗的に効果を発

揮する予算編成に引き続き取り組みます。

5点目は、『市民の参画と協働』です。行財政改革を推進し行財政の質的転換を図っていくためには、市民への説明責任を十分に果たし市民と行政の相互理解を深めながら「市民の参画と協働」によるまちづくりを進めていかなければなりません。市民のまちづくりへの参画を促進し、企業、団体、地域、そして市民一人ひとりの力を積極的に活用した事務事業の再構築に取り組みます。

以上の基本方針で取り組んでいきますのでご理解いただきたいと思います。 【中心市街地活性化】

次は中心市街地活性化です。まちづくり四万十(株)が取り組んでいる「一条通くつろげる道としての再整備」が来年3月の完成を目指して着工しました。この事業は、中小商業の振興と高齢者等にやさしい街づくりを目的とした国の補助事業を導入し、電柱や街路灯等をセットバックし、側溝等の整備を行うことで歩行者が安心・安全に通行できるようにするものです。路面は石畳風で街路灯も和風なものにすることで、「いちじょこさんの門前町」として落ち着きのある雰囲気となる予定です。

また中心市街地活性化の法律が改正されたことで、これまでの国のバラマキ支援が是正され新たに多様な担い手を巻き込んだ地域づくりを積極的に支援する仕組みがスタートしました。こうした動きに連動し現行の中心市街地活性化基本計画を見直す必要が出てきましたので、来年度末を目途にした見直し作業に取り掛かっています。当面の作業としては中小企業基盤整備機構で実施してもらう実効性確保診断事業があります。これは中心市街地の活性

化に必要な実効性のある事業を明らかにするうえで大きな意義をもつほか、 得られるデータは基本計画の国での認定の際にも活用できるものです。

【雇用対策】

次は雇用対策です。国の認定を受け7月から中村地域雇用促進協議会が取り組んでいる「地域提案型雇用創造促進(パッケージ)事業」は、これまでに、「おもてなし講座の開催」、「フィールドインストラクターの育成」、「旅館業のレベルアップのための視察研修の実施」、「ホームヘルパー3級講座の開催」などに取り組み、観光関連従事者及び求職者のレベルアップを図ってきました。中でも、おもてなし講座やホームヘルパーの講座には多くの方々から応募があり、両講座とも定員増で対応しました。今後も関係機関の協力をいただきながら、それぞれの業種において専門性を持った人材を育成し雇用の創出に繋がっていくように取り組んでいきます。

【農業振興】

次は農業振興です。新規就農者の育成を目的とした四万十農園あぐりっこから7月に3名の研修生が卒業し、レンタルハウス整備事業等を活用した営農を始めています。また西土佐農業公社でも研修生1名が卒業し小ナスの栽培を行っています。

中山間振興では、その中核となる「中山間地域等直接支払制度」が昨年度より第2期対策としてスタートしています。今年度は西土佐で新たに1集落の新規協定が締結され合計40協定となり、昨年度と比較して面積は31ha増の約476ha、交付金額は8,352万円となりました。今後は対象地でありながら協定の締結が出来ていない地域に対して、新制度の周知を図りな

がら働きかけていきます。

【農業施設整備】

次に農業施設整備です。16年度から4ヶ年計画で農業用水路の改修等を 進めている「大用地区ため池等整備」ですが、今年度末で約90%の進捗が 図られ、来年度には完成の予定です。

また、農作物の荷傷み防止と農作業の効率化等を目的として、昨年度着工 した田野川地区農道舗装ですが、総延長約2,900mで今年度末の完成を 目指して順調な進捗が図られています。

【林業振興】

次は林業振興です。14年度から5ヶ年計画で始まった森林整備地域活動 支援交付金制度が今年度で終了します。現在33協定82団地7,495ha の森林を対象に交付金は7,495万円となっています。これにより現況調 査や境界の明確化、歩道整備などが実施され、森林所有者の森林整備への関 心が高まり、地域内における結び付きも一層強化されるなど、森林施業への 効果は大きいものがあります。この制度は、引き続き実施される見通しです。

【黒尊の活性化】

次に黒尊の活性化です。黒尊川流域の豊かな自然環境を保全し、魅力ある地域を創っていくことを目指し地域住民と行政が協働するための組織「四万十くろそん会議」が住民代表者、林野庁、県、市の関係者で設立されています。会議では、四国森林管理局が進める清流と豊かな森林の保全・再生による地域活性化を目指した「四万十くろそんプロジェクト」と、県が制定した四万十川条例に基づく「人と自然の共生モデル地区」指定に向けた取り組みについて

検討するため、これまで17回に及ぶ会議を開催してきました。また、事業の推進母体となる住民組織「しまんと黒尊むら」も設立され、先進地域の視察研修、郷土産品や資源の見直しによる黒尊のブランド化、田舎体験による都市との交流、農家民宿の開業など、住民レベルでの積極的な取り組みも行われています。先月19日には、環境保全や地域づくりの目標、活動方針などを定めた協定を黒尊の代表者と県・市の三者で締結し、さらに四国森林管理局を加えた四者で共同宣言も行いました。

市としましても、黒尊を山間地域活性化のモデル地域として位置づけ、関係各課による総合的な支援を行っていく予定です。

【食肉センター】

次は食肉センターです。関連企業の南予ビージョイが、来年1月完成予定の加工場の改築に取り掛かっています。これにより「と畜解体頭数」が年間約6,000頭増加し総数でも約84,000頭に達する見通しで、収益力のアップに繋がるものと考えています。また七星食品においても解体した豚肉の輸送ラインの新設が予定されています。食肉センターとしても2業者の前向きな事業展開に合わせ、より一層の衛生管理を徹底するとともに施設の環境整備を整えるために、センター内の未舗装地1,450㎡の舗装と舗装が壊れかけている部分の修復を関係企業・業者の協力をいただき実施することとしています。予算については今議会に提案していますのでよろしくお願いします。

【道の駅】

次に江川崎の道の駅です。基本計画と基本設計の作成に取り組む中、候補

地については奈路と宮地の2箇所に絞って検討を進めてきましたが、最終的には敷地特性や経済特性等を評価したうえで奈路を候補地に選定しました。その根拠としては、まず右折レーンの問題があります。道の駅を道路の片側車線だけに整備をする場合には、原則として反対側車線に右折レーンを設置しなければなりませんが、宮地の場合は十分な車線を確保することが難しく、また利用者の安全性を確保する観点から比較しても奈路が優位であるとの検討結果を得ました。2点目は浸水の問題です。宮地の場合、昨年の台風14号災害の浸水を考慮すれば、建物を国道より4m程高くしなければならず、階段やスロープを設置したとしても利用しやすい施設にはなりにくく、運営面にも支障を及ぼすことが懸念されます。

道の駅事業を成功に導くには、地域が一体となった盛り上がりや支援体制づくりが不可欠です。そのためこれまで西土佐の各種団体や生産グループへの聞き取りや協議、住民アンケート調査、集落座談会を実施してきましたが、今後もこうした活動を続けながら出された意見やアイデアを参考に運営計画や施設整備計画の策定に取り組んでいきます。

【国民健康保険】

次は国民健康保険です。国保の税率は合併協議での決定に基づき、今年度まではそれぞれ旧市村の税率を適用する不均一課税としていましたが、その後の税率は統一することになっていたため、来年度からは旧中村市の税率に統一することにしました。

また、現在老人保健法の規定により各市町村で行われている老人医療に関する事務が20年4月から県内の全市町村で組織する広域連合で行われるこ

ととなります。このため広域連合の設立に関する議案を今議会に提案していますのでよろしくお願いします。

【市民病院】

次は市民病院です。17年度決算で9億円を超える累積欠損金を計上するなど非常に厳しい経営状況に置かれている中、院長を先頭に懸命に経営改善に取り組んでいますが、16名在籍していた医師が昨年度は15名、今年度は現時点で10名にまで減少し、来年度はじめには8名となることが予想される深刻な医師不足に陥っています。

病院経営の根幹は医師の確保にありますが、医師不足は市民病院に限らず全国の地方の病院、特に公立病院に共通した問題です。各病院とも医師不足のためその屋台骨が揺らぎ、危機的な事態に直面していますが、地方公立病院の医師不足は医師の絶対数の不足ではなく「医師の都会への偏在」によるものです。この原因は 16年度より始まった医師の研修制度 救急業務の呼び出し、宿日直等の過酷な労働条件 開業医と勤務医の所得格差 などと言われていますが、特に市民病院の勤務医の不足については「救急業務の呼び出し、宿日直等の過酷な労働条件」が最大の要因であり、これが医師離れを招き、残った医師は更なる過酷な労働条件となるという悪循環に陥っています。

こうしたことから現在、市民病院では医師の勤務条件の改善と新たな医師確保に取り組んでいます。まず勤務条件の改善ですが、夜間の救急医療の返上を検討するとともに、大川筋、富山の両診療所の廃止に向けた地区説明会を行っています。次に医師確保策は即効性のある打開策はむつかしいのが現状

ですが、 徳島大学に粘り強く医師の派遣について要請するほか、高知大学へも要請を行い、 市及び病院のホームページでの医師募集、 民間の医師募集専門サイトの活用、そして 院長や私等が市内及び近隣市町村出身の医師や過去に市民病院に勤務経験のある医師に個別にアプローチするなど、できる限りの手を打っています。市民病院は昭和27年に17ヶ町村立の国民健康保険病院として発足以来、半世紀以上にわたり市民はもとより近隣住民の命と健康を守ってきました。今後もこうした市民病院の使命を自覚し、医師の確保については最優先で取り組みを進めていきます。

次に中医学の篠原医師の後任ですが、各方面に協力をお願いしているものの現時点では決っていません。このため来年1月からは当面休診する予定としています。患者さんにはできるだけご迷惑をかけないよう取り組んでいますのでご理解をお願いします。なお、鍼灸部門は東町に一本化し、継続していきます。

【障害者への支援対策】

次は障害者支援対策です。障害者自立支援法が今年4月に施行され、これまで身体、知的、精神と障害の種類ごとに行っていた福祉サービスが一元化されたことで、利用者がサービスを選択する幅が広がった反面、費用の1割を負担することになりました。このため県では利用者への支援策として、負担上限額の引き下げを内容とする補助制度を創設しました。これは来年1月からの利用者に対して、今年度と来年度は負担上限額の3分の2、20年度は3分の1を引き下げるものです。

本市では障害者自立支援法施行後、利用者負担の増加を理由に福祉サービ

スを取りやめた事例などはありませんが、4月以降は原則1割を負担することになっているので、この補助制度の導入は利用者の負担軽減に繋がるものと考えています。関連予算については今議会に提案していますのでよろしくお願いします。

【保育所の統廃合】

次は保育所の統廃合です。昭和48年の第2次ベビーブーム時の合計特殊 出生率2.14は毎年低下し、昨年も1.26と既往最低を更新するなど全 国的に少子化が進行しています。この傾向は高知県でも同様で、昨年は出生 率が1.30、出生数では6千人を割る状況となっています。また平成12 年に0~14歳までの人口割合が13.7%であったものが、平成42年に は10.8%まで減少すると推測されています。このような状況の中、保育 所の統廃合については規模適正化計画と実施計画に沿って取り組みを進めて おり、今年3月には田野川保育所を廃止しました。また計画では、市街地の 4つの保育所を2つに統廃合することとしていますので、元町保育所につい ても廃止する方向で昨年から保護者や地域の方々と協議を重ねてきました。 その結果、市の計画に対し保護者及び地域住民の方々からご理解をいただき ましたので、元町保育所については来年3月をもって廃止することとしまし た。関係する議案については今議会に提案していますのでどうかよろしくお 願いします。廃止後の元町保育所については、もみじ保育所内に設置してい る「地域子育て支援センター」を移転し充実するなど子育て支援の中核施設 として活用していきます。

また市街地近郊の保育所の統廃合については、現在、関係保育所の保護者

や地域の方々と協議を行っていまして、関係者の理解をいただき早期に進捗 が図られるよう取り組んでいきます。

【ごみ減量化対策】

次はごみ減量化対策です。下田下地区の13世帯で取り組んだ「家庭ごみ減量モデル地区事業」ですが、紙ごみの徹底した資源化と生ごみ処理機等を使用することで普通ごみを49%削減し、リサイクル率も38%から58%へと大幅に上昇するなど、ごみの減量化や資源化に大きな成果を上げることができました。事業に参加した皆さんの感想も好評で、ごみに対する意識も事業実施前に比べ随分と変化しました。この事業は2地区目の楠島も終了し、現在、西ヶ方地区で取り組んでいますが、今後他の地区でも事業を実施し、家庭ごみの減量効果を更に検証していきます。

【重要文化的景観】

次は四万十川の重要文化的景観選定に対する取り組みです。流域の5市町で構成する四万十川総合保全機構で、これに向けて連携・協力することが確認され、本市と梼原町が先行して取り組みを始めることになりました。

文化的景観は地域の生活・生業に根ざした景観で、その文化的価値を専門的に評価して地域で護り次世代に受け継いでいこうと、文化財保護法の改正により昨年新たに設けられたものです。四万十川が重要文化的景観に選定されることは、四万十川が文化財として法的に評価されることになりますので、今後の保全活動や川を活用した地域の活性化にも大きな弾みがつくものと思います。今年度は現況調査や文化的価値の評価等の保存調査を行い、来年度以降、保存計画の策定や関係者との協議を経て、国へ手続きを行いたいと考

えています。今年度の事業に関する予算について今議会に提案していますのでよろしくお願いします。

【学校教育施設の整備】

次は中村中学校の校舎改築です。 2 学期から新校舎で授業が行なわれていますが、残っていた部室や自転車置き場等の附帯施設の工事についても 1 0 月末で全て完了しました。新校舎は、全教室にエアコンを配備するなど生徒の学習環境に配慮した造りとなっていますが、こうしたことがどのような教育効果をもたらすか、今後慎重に見極めていくことが重要です。検証結果は各学校の整備基準の策定にも活用していきたいと考えています。

また、近い将来中村小学校の校舎改築も必要となり、義務教育9年間の中で、系統だった小中の連携や一貫教育についても検討していかなければならないと考えています。

【地域ぐるみの学校安全体制整備】

次は学校の管理下における安全体制整備についてです。近年、登下校時における「声かけ」や「連れ去り」といった事案が全国的に多発し大きな社会問題となっています。子どもたちが安全で安心して教育を受けることができるように、地域社会全体で学校安全に取り組む体制の整備が課題となっています。今年度についても引き続き、拠点校3校に県から委嘱を受けた3名のスクールガードリーダーを配置し、市内小中学校の巡回指導や安全評価等を行っていますが、11月からは希望する小中学校に対して腕章や車両貼付用マグネットシートを配布し、学校安全ボランティア(スクールガード)の組織化にも取り組んでいます。

また4月に学校通学路の再点検を行った際に危険と思われる12箇所については、現在防犯灯の設置工事を進めており今月下旬には完成する予定です。

【四万十川ウルトラマラソン】

次は四万十川ウルトラマラソンの報告です。今年の第12回大会はイギリスや台湾などの外国人選手を含め、全国から1,788名のランナーが参加しました。当日は、少し気温が高めであったものの秋晴れのまずまずの天候に恵まれ、無事盛会のうちに終了することができました。これも多数のボランティアの方々や関係機関のご支援、ご協力のお陰であり心から感謝申し上げます。

【スポーツキャンプ誘致と施設整備】

次はスポーツキャンプです。官民で連携してスポーツキャンプの誘致に取り組んできましたが、来年も強豪の松下電器野球部が2月13日から11日間のキャンプを行うほか、3月末までに4大学の野球部のスプリングキャンプが予定されています。また、要望の多かったブルペンの新設については、現在急ピッチで工事が行われており、来年のキャンプまでには5名が並んで投球練習することが出来る施設が完成します。雨天時でも利用できる施設となっていますので、市民の練習場としても大変有益な施設です。

【道路網の整備】

次は道路網の整備です。まず国道441号ですが、(仮称)西土佐道路建設の基礎資料を得るため国による地質調査が始まりました。工事の方も引き続き網代、上久保川、川登の各工区で進められ、順調な進捗が図られていま

す。国道439号ですが、市街地では最後まで残っていた大橋通4丁目の整備が終了し京町5丁目までの全区間が完成しました。整備区間では電柱を移設し側溝を新しくしたことで広い道路となり、歩行者や自転車も通行しやすくなりました。また国道56号では、四万十川に架かる渡川大橋の舗装工事が終わり、大橋の4車線化に向けて急ピッチで工事が行われています。今月末には完成し供用が開始される見通しです。

次に県道整備です。13年度から進められていた安並・佐岡線の交通安全施設整備は、学童等が安全に通行できる道路を目指したものですが、今年度末の完成を目指して仕上げの工事が行われています。堤防の区間については、暫定歩道が計画されています。また川登・中村線の百笑地区ですが、来年度から堤防上に新道を整備することが計画され、旧道については引き続き改修工事が進められています。

次に市道整備です。15年度より取り組んできた町沖通り線の歩道は、高齢者に優しいバリアフリー化を特徴とした工事で、今月末には完成の見通しです。完成後は、中心市街地における南北交通の円滑化や交通混雑の緩和に大きく貢献してくれるものと期待しています。

【不適切な市道工事】

次は市道藤ノ川線の不適切な工事に関するその後の経過の報告です。工事の手直し請求については、請負業者の要望に配慮し9月末をタイムリミットとして意思表示を求めていましたが、請負業者は代理人を介して指名停止処分の取り消しや指名停止に伴う損害賠償請求などを含め、市からの工事手直し請求の取り下げを求めて建設業法に基づく調停の申請を高知県建設工事紛

争審査会へ提出し、9月22日付けで受理されています。この審査会は、建設工事の請負契約をめぐる紛争を専門家によって迅速かつ簡便な方法で解決することを目的に国及び各都道府県に設置されているものです。審査会は原則として当事者双方の主張・証拠に基づき、民事紛争の解決を行う準司法機関ですが、市としても相手側の動きに対応し顧問弁護士を代理人に立て、手直し工事を請求したことの正当性や指名停止措置は審査会の対象外であること等を主張し、申立てを棄却するよう求めています。第1回目の審理は12月8日に開催されますが、審理により和解勧告・調停案の受諾勧告が行われても、双方いずれかがこれを受け入れなかった場合は、斡旋・調停は打ち切りとなります。こうなった場合は、合意を前提とした仲裁に持ち込むか又は訴訟を提起するかという判断になりますが、現時点では相手方の主張に歩み寄る理由はまったくなく、調停や仲裁にも応じることはできないものと考えています。結果によっては訴訟も辞さない覚悟です。

また、当該工事は、「地方道路交付金」の交付を受けた事業です。このまま放置し日数が経過することは、交付金事業における成功認定及び会計検査の観点からも好ましくなく、場合によっては交付金の返還を求められることにもなります。その上、問題となっている構造物は、必要な耐久度を有していないため早急な手直しが必要な状態です。こうしたことから市としては、請負業者が手直し工事に応じない以上、他の業者に工事を別途発注し本来の機能を有する構造物としたうえで、その工事代金と諸費用については損害賠償金として請負業者に請求するつもりです。ただ最近になって、現場の状況が変化し構造物が不安定な状態にあることが判明したため、手直し工事の工法

等も再検討しなければならない事態となりました。そのため今議会には専門 業者に詳細な調査等を委託するための経費や弁護士費用などの予算を提案し、 手直し工事についてはこの調査結果を待って施工したいと考えています。

【庁舎建設】

最後は新庁舎建設に向けての取り組みです。今年6月に設置した庁舎建設協議会では、実施計画に検討結果を反映させるため、これまでに5回の会議を開催するとともに先進地視察なども行ない、精力的な検討を重ねてきました。過日これまでの協議結果を取りまとめた報告書の提出を受けました。今後はこの内容を尊重し、新庁舎の建設に活かしていきたいと考えています。

また、拡張部分の用地買収については、7月から事業認定庁の県と4回に わたって事前協議を行ってきましたが、庁舎敷地の拡張を含めすべての協議 が整いましたので、去る10月26日に事業認定の申請を行いました。その 後、県より10月31日付けで事業認定申請書及び添付書類の写しが送付さ れ、2週間の縦覧期間を終えましたので、間もなく土地収用法に基づく事業 認定の告示が行われる見通しです。

既に多数の地権者の方々に用地取得についてのご理解をいただいています ので、告示後できるだけ早く用地取得契約を締結していきたいと考えていま す。

以上で来年度の予算編成の考え方及び9月定例会以降における主要課題等 への取り組みについて報告を終ります。